

- ・弔慰金・・・組合員が死亡したとき
- ・家族弔慰金・・・組合員の家族が死亡したとき

弔 慰 金  
 家 族 弔 慰 金

請求書

所属所文書受付印

共済事務担当者印

受 付

〇〇.〇〇.〇〇

非常災害（天災である洪水、津波、地震、火災、落雷、台風、竜巻などの自然災害）、  
 その他の予測しがたい人為的な事故による死亡のときに支給される。  
 この他の公務によらない死亡は埋葬料（家族埋葬料）を【整理番号37】で請求する。

組合員 記号番号	公立鹿	234567	所属所名	鹿児島市立共済小学校			
(フリガナ)	キョウサイ タロウ			弔慰金請求者 ●弔慰金（組合員死亡） 請求の場合のみ記入	氏名	共済 花子	
組合員氏名	共済 太郎			続柄	妻		
死亡者	氏名	共済 太郎		生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	△△	年
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	夫	死亡年月日	令和	〇〇 年 4 月 14 日

弔慰金請求の場合、  
 請求者の個人人口  
 座申出書【整理番  
 号54】を添付する。

短期掛金の 基礎となる額	標準報酬	等級 第	24	級	標準報酬 月額	
	請求金額	440,000 円				

給与支給明細書の共済短期掛金の等  
 級・標準報酬月額を記入する。不明  
 な場合は共済組合へ問い合わせる。

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

令和 〇〇 年 6 月 25 日 請求者

任所 鹿児島市共済町2-2

氏名 共済 花子

電話番号 ( 099 - 222 - 1111 )

短期給付の請求の時効は事実  
 発生から2年間です。

弔慰金は標準報酬月額が、  
 家族弔慰金は標準報酬月額の7割が支給される。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めま

〒 890-8577

令和 〇〇 年 6 月 25 日 所属所所在地

以下の要件に該当する場合に、弔慰金を請求できます。

- ・客観的に見て社会通念上予測しがたい不慮の事故であること
- ・事故直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること
- ・事故による死亡が、原則として他動的原因に基づくものであること

すなわち、事故後数日間病院で治療を受けた後の死亡や、自殺、本人の不注意・故意による事故の場合は該当しません。

市区町村長 又は 警察署長 の証明欄	死亡者	氏名		<input type="checkbox"/> 令和	
		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	死亡年月日	令和 〇〇年 4月 14日
	死亡の場所	自宅			
	死亡原因及びその状況	地震の際の家屋等倒壊による圧迫死			
上記のとおり非常災害により死亡したことを証明しま					
		令和 〇〇 年 4 月 25 日	職名 鹿児島市長		
		証明者	氏名 県事協 一夫		

注1 ※印欄は記入しないでください。  
 2 市区町村長又は警察署長の証明を受けた上で提出してください。  
 3 新聞等に掲載された記事があるときは、その切り抜き等を添付してください。